

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部計量検査所 (06-6577-5888)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定定期検査機関の業務規程の認可
概 要	計量法の規定により、都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者（指定定期検査機関）に、定期検査を行わせることができます。指定定期検査機関は検査業務に関する規程（業務規程）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	・計量法第30条
審査基準	<p>（計量法第30条〔業務規程〕）</p> <p>指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（以下「業務規程」という）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。</p> <p>3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p> <p>（指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令第3条（業務規程））</p> <p>第三条 指定定期検査機関は、法第三十条第一項 前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、当該指定に係る都道府県知事（以下この章において「委任都道府県知事」という。）又は当該指定に係る特定市町村の長（以下この章において「委任特定市町村の長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>2 法第三十条第二項 の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 定期検査の業務を行う時間及び休日に関する事項</p> <p>二 定期検査の業務を行う特定計量器の種類</p> <p>三 定期検査を行う場所に関する事項</p> <p>四 定期検査に関する証明書の発行に関する事項</p> <p>五 定期検査を実施する者の選任及び解任に関する事項</p> <p>六 定期検査を実施する者の配置に関する事項</p> <p>七 定期検査に使用する検査設備の管理に関する事項</p> <p>八 定期検査済証印の管理に関する事項</p> <p>九 定期検査の未受検者に対する受検促進に関する事項</p> <p>十 手数料の収納の方法に関する事項</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、定期検査の業務に関し必要な事項</p> <p>・大阪市指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱 ・業務規程の認可審査基準</p>
標準処理期間	約1か月
経由日数	なし
提出先	大阪市計量検査所
提出時期	本市が指定する期間（約2週間）
提出方法	以下の書類を大阪市計量検査所に提出してください。 (1) 業務規程認可申請書 正本1通 副本2通 (2) 業務規程 正本1通 副本2通
手数料	なし
相談窓口	大阪市計量検査所（06-6577-5888）
ホームページ	
備 考	ホームページ掲載は、指定定期検査機関を公募している期間（毎年指定する約1ヵ月間）のみ